

厚生労働省
群馬労働局発表
令和6年10月29日

【照会先】

群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 穂積 常之
地方労働衛生専門官 鈴木 淳
(電話) 027-896-4736

令和6年 熱中症による労働災害発生状況(9月末速報値)

群馬労働局(局長 上野康博)は、管内の令和6年の熱中症による労働災害発生状況について、以下のとおり取りまとめた。

【職場における熱中症による死傷者数(9月末速報値)】 ※カッコ内は前年同期比

休業4日以上^の死傷者数: 12人 (+3)

死亡者数: 0人 (±0)

【特徴】

- ・業種別 / 商業(5人), 製造業(2人), 建設業(2人), 農林業(2人), 運輸交通業(1人) 広範な業種で発生
- ・月別 / 5月(1人), 6月(1人), 7月(4人), 8月(6人)
- ・曜日別 / 水曜日・木曜日(各3人), 金曜日(2人), その他の曜日(各1人)
- ・時間帯別 / 12事案中9事案が午前11時台～午後3時台の時間帯に発生
- ・場所別 / 屋外(7人), 屋内(5人)
- ・休業日数 / 平均6.5日(最短5日, 最長14日)

【事例】

- ①午後2時45分ごろ、倉庫内で荷物の受入れ作業を行っていたところ、気分が悪くなり座って休んでいたが、そのまま意識を失って倒れた。
(商業 30代男性 休業7日)
- ②早朝(午前3時から6時)に野菜の収穫作業に従事した後、帰宅して休養していたところ、午前7時30分ごろ多量の発汗とともに動けなくなり救急搬送された。
(農林業 60代女性 休業14日)

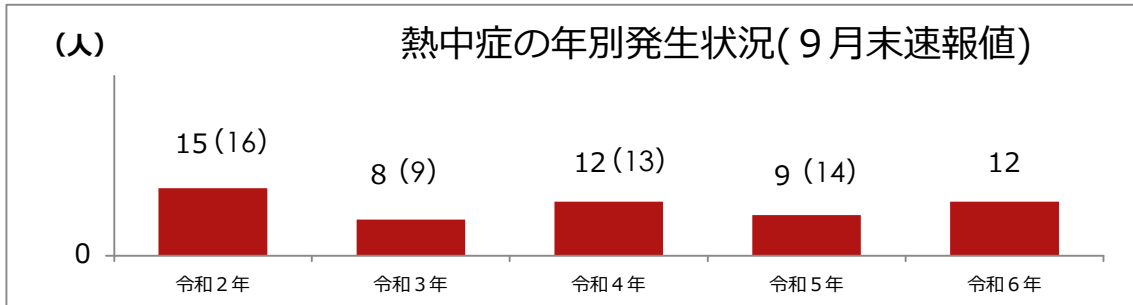
【総括】

- ・12事案中10事案で災害時の暑さ指数(WBGT値)が28(厳重警戒レベル)以上であり、暑さ指数の測定・活用が予防対策の推進において極めて重要であること。
- ・12事案中5事案が「屋内」で発生しており、平均気温の上昇などに伴い、空調の有無や水分塩分補給の状況等により、屋内でも容易に発生しうることにも留意されたい。
- ・群馬労働局では、職場における熱中症の未然防止に向け、来期も引き続き、時機をとらえた意識啓発に努める所存。

- 資料1 職場における熱中症による労働災害発生状況等について（群馬労働局内）
- 資料2 暑さ指数表
- 資料3 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン
- 資料4 職場における熱中症を防ごう！！（群馬局版リーフレット）
- 資料5 熱中症予防スイッチオン 自分でできる7つのこと
- 資料6 予防には「暑熱順化」

職場における熱中症による労働災害発生状況等について（群馬労働局管内）

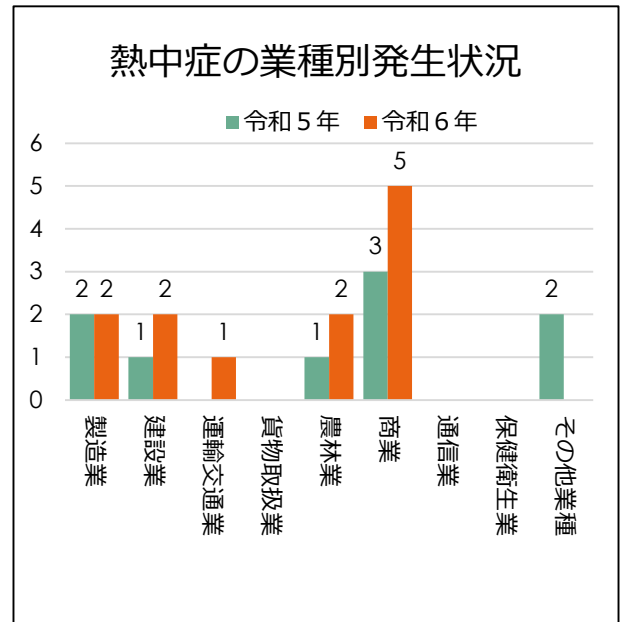
1. 発生状況の年別推移



※（ ）内の数字は確定値

2. 令和5年・令和6年の業種別発生状況（いずれも9月末速報値）

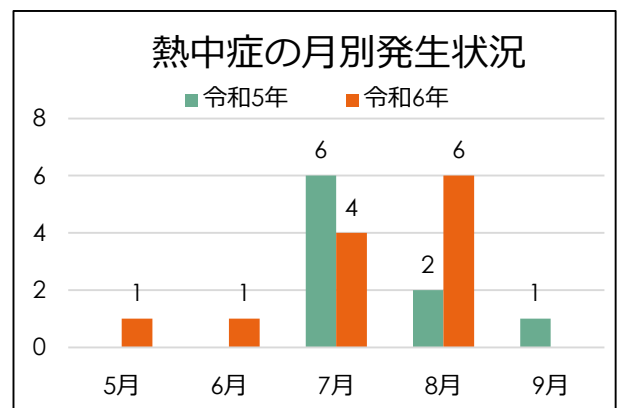
| 業種別 | 令和5年 | 令和6年 | 総計 |
|-------|--------|------|----|
| 製造業 | 2 (4) | 2 | 4 |
| 建設業 | 1 | 2 | 3 |
| 運輸交通業 | | 1 | 1 |
| 貨物取扱業 | | | |
| 農林業 | 1 | 2 | 3 |
| 商業 | 3 (5) | 5 | 8 |
| 通信業 | | | |
| 保健衛生業 | | | |
| その他業種 | 2 (3) | | 2 |
| 総計 | 9 (14) | 12 | 21 |



※令和5年の（ ）内の数字は確定値

3. 令和5年・令和6年の月別発生状況（いずれも9月末速報値）

| 月別 | 令和5年 | 令和6年 | 総計 |
|----|--------|------|----|
| 5月 | | 1 | 1 |
| 6月 | | 1 | 1 |
| 7月 | 6 (7) | 4 | 10 |
| 8月 | 2 (5) | 6 | 8 |
| 9月 | 1 (2) | | 1 |
| 総計 | 9 (14) | 12 | 21 |

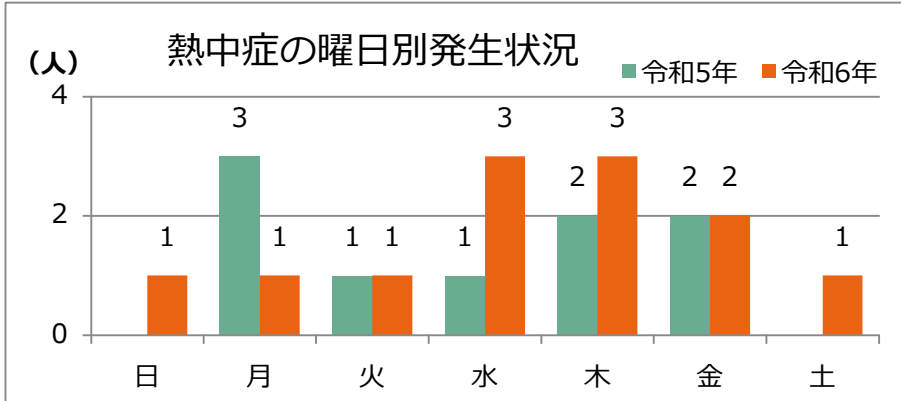


※令和5年の（ ）内の数字は確定値

4. 令和5年・令和6年の曜日別発生状況（いずれも9月末速報値）

| 曜日別 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 総計 |
|------|---|------|---|---|------|---|-----|--------|
| 令和5年 | | 3(5) | 1 | 1 | 2(3) | 2 | (2) | 9 (14) |
| 令和6年 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 2 | 1 | 12 |

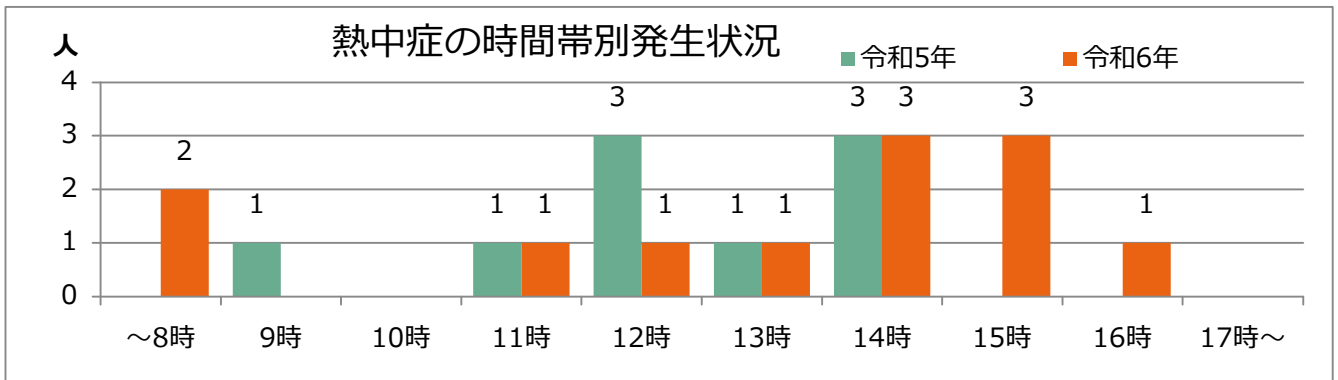
※令和5年の（ ）内の数字は確定値



5. 令和5年・令和6年の発生時間帯別発生状況（いずれも9月末速報値）

| 発生時間帯別 | ～8時台 | 9時台 | 10時台 | 11時台 | 12時台 | 13時台 | 14時台 | 15時台 | 16時台 | 17時台～ |
|--------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 令和5年 | | 1 | (3) | 1 | 3(4) | 1 | 3(4) | | | |
| 令和6年 | 2 | | | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 1 | |

※令和5年の（ ）内の数字は確定値



| 暑さ指数 (WBGT)による 基準域 | 注意すべき 生活活動の目安 | 日常生活における 注意事項 | 熱中症予防運動指針 |
|-----------------------------|---------------------------|---|---|
| 危険 31以上 | すべての 生活活動で おこる危険性 | 高齢者においては安静 状態でも発生する危険 性が大きい。外出はな るべく避け、涼しい室内 に移動する。 | 運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止す る。特に子どもの場合には中止 すべき。 |
| 嚴重警戒 28以上 31未満 | | 外出時は炎天下を避 け、室内では室温の上 昇に注意する。 | 嚴重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激 しい運動や持久走など体温が上 昇しやすい運動は避ける。10～ 20分おきに休憩をとり、水分・塩 分を補給する。暑さに弱い人は 運動を軽減または中止。 |
| 警戒 25以上 28未満 | 中等度以上の 生活活動で おこる危険性 | 運動や激しい作業をす る際は定期的に十分な 休憩を取り入れる。 | 警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的 に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給 する。激しい運動では、30分おきく らいに休憩をとる。 |
| 注意 25未満 | 強い生活活動で おこる危険性 | 一般に危険性は少ない が、激しい運動や重労 働時には発生する危険 性がある。 | 注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する 可能性がある。熱中症の兆候に注意 するとともに、運動の合間に積極的 に水分・塩分を補給する。 |

参考：日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3.1」(2021)及び、
(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

| | | |
|--------------------------|-------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 労働衛生管理体制の確立 | 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立 |
| <input type="checkbox"/> | 暑さ指数の把握の準備 | JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検 |
| <input type="checkbox"/> | 作業計画の策定 | 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定 |
| <input type="checkbox"/> | 設備対策の検討 | 暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討 |
| <input type="checkbox"/> | 休憩場所の確保の検討 | 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討 |
| <input type="checkbox"/> | 服装の検討 | 透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討 |
| <input type="checkbox"/> | 緊急時の対応の事前確認 | 緊急時の対応を確認し、労働者に周知 |
| <input type="checkbox"/> | 教育研修の実施 | 管理者、労働者に対する教育を実施 |

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

| | |
|-------------------|--|
| □ 暑さ指数の低減 | 準備期間に検討した設備対策を実施 |
| □ 休憩場所の整備 | 準備期間に検討した休憩場所を設置 |
| □ 服装 | 準備期間に検討した服装を着用 |
| □ 作業時間の短縮 | 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止 |
| □ 暑熱順化への対応 | 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意 |
| □ 水分・塩分の摂取 | 水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮） |
| □ プレクーリング | 作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減 |
| □ 健康診断結果に基づく対応 | 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 |
| □ 日常の健康管理 | 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認 |
| □ 作業中の労働者の健康状態の確認 | 巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導 |
| □ 異常時の措置 | 少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※ <u>全身を濡らして送風すること</u> などにより体温を低減 ※一人きりにしない |

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**

職場における

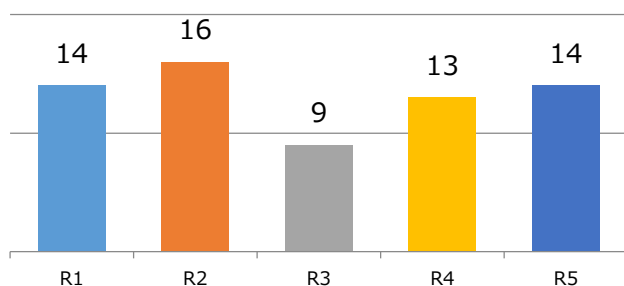
熱中症を防ごう!!

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体内の体温調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等のさまざまな症状が現れます。

群馬労働局管内で休業4日以上となった熱中症による死傷者は、**製造業、運輸交通業、商業**で多く発生しています。

5月から9月に発生し、特に**7月、8月**で多く発生しています（令和元年から令和5年の合計値）。

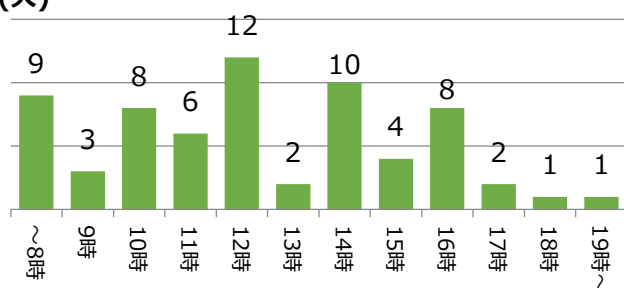
(人) 年別発生状況



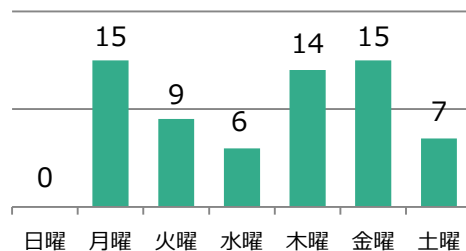
| | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 総計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|
| 製造業 | 1 | 3 | 7 | 11 | 1 | 23 |
| 建設業 | | | 1 | 3 | | 4 |
| 運輸交通業 | | | 4 | 4 | 2 | 10 |
| 農林業 | | 1 | 1 | 1 | | 3 |
| 商業 | | | 3 | 6 | 1 | 10 |
| 保健衛生業 | | 1 | | | | 1 |
| 接客娯楽業 | | | | 2 | | 2 |
| 清掃と畜業 | | | 2 | 2 | | 4 |
| その他の事業 | 1 | 2 | | 5 | 1 | 9 |
| 総計 | 2 | 7 | 18 | 34 | 5 | 66 |

熱中症の発生には、気象条件（気温・湿度・風通し）・健康状態が影響します。また、熱中症は経験期間や年齢に関係なく発生しています。

(人) 熱中症発生の時間帯(令和元年～令和5年)



(人) 熱中症発生の曜日別(令和元年～令和5年)



| 経験期間別 | 年代 | | | | | 総計 |
|-----------|-------|------|------|------|-------|----|
| | ～20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代～ | |
| 1年以内 | 5 | 3 | 7 | 10 | 3 | 28 |
| 1年超3年以内 | 1 | 2 | 1 | 3 | 5 | 12 |
| 3年超5年以内 | 2 | 1 | | | 1 | 4 |
| 5年超10年以内 | | 2 | 2 | 3 | 1 | 8 |
| 10年超30年以内 | | | 1 | 2 | 7 | 10 |
| 30年超 | | | | 1 | 3 | 4 |
| 総計 | 8 | 8 | 11 | 19 | 20 | 66 |

(資料：労働者死傷病報告（令和元年～令和5年）)

熱中症の予防対策

WBGT値(暑さ指数)の把握は熱中症予防の第一歩です！

JIS規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備し、点検しましょう。

測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測したWBGT値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要です。

なお、環境省、気象庁が発表している**熱中症警戒アラート**は、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となるので確認しましょう。



作業環境管理

- ・WBGT基準値を超え、または超える恐れのある高温多湿作業場所には熱を遮る遮蔽物や直射日光等を遮る簡易な屋根、適度な通風を行うための設備等を設けましょう
- ・休憩場所の整備を行いましょ



作業管理

- ・休憩時間の確保や熱への順化期間(暑熱順化)を設けましょ
- ・水分と塩分の摂取を指導しましょ
- ・通気性の良い服装等の着用や、身体を冷却する機能を持つ服の着用を検討しましょ
- ・プレクーリングを行い、休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょ

健康管理

- ・健康診断結果に基づく対応を徹底しましょ
- ・高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、日常の健康管理について指導を行い、健康状態について確認しましょ

労働衛生教育

- ・作業の管理者向け及び労働者向けに労働衛生教育を実施しましょ

熱中症予防管理者等の業務

- ・高温多湿作業場所の作業中の巡視を頻繁に行いましょ

異常時の措置

- ・いったん作業を離れ、休憩しましょ
- ・症状に応じて救急隊を要請しましょ
- ・病院へ搬送されるまでは、一人きりにしてはいけません



夏の「マスク着用」による熱中症に注意しましょ！

マスクを着用しているときは、知らず知らずのうちに水分補給を疎かにしがちです。

また、暑い日は特に、通常よりも息苦しさを感じやすくなります。

感染症予防等でマスクを着用する際は、普段より意識的に水分を補給し、

適度に休憩をとるなど、積極的に熱中症予防対策を行いましょ。



「学ぼう！ 備えよう！ 職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



その行動、その習慣が、いのちを守る

自分で
できる

7



つのこと

1

熱中症を正しく知ろう

1-1

(管理者編)



動画はQRから

1-2

(作業員編)



動画はQRから

2

応急手当と
水道水散布法

動画はQRから

3

暑さ指数の活用

3-1

(管理者編)



動画はQRから

3-2

(作業員編)



動画はQRから

4

暑熱順化



動画はQRから

5

水分塩分
同時補給

動画はQRから

6

プレクーリング



動画はQRから

7

健康管理



動画はQRから

1

熱中症を正しく知ろう

- 体内に身体に熱がこもって、体温が上がって、熱中症になる
- 熱中症になる要因は、
 - 「蒸し暑さ」
 - 「暑さに慣れていない」
 - 「水分・塩分の不足」
 - 「長時間連続作業」

対策として、以下の②～⑦を適切に講じてください



2

応急手当と水道水散布法

- I度(軽度)** 意識ははっきりしているが、めまい・立ちくらみ等の症状
→冷所に移動して安静にし、身体を冷やし、水分と塩分を補給(1人にしない)
- II度(中等度)** 頭痛や吐き気、だるい等の症状
→医療機関を受診(状況のよくわかる人が医療機関に同行)
- III度(重症)** 意識障害、けいれん発作、高体温等の症状
→救急車を要請
救急車が到着するまで、作業着を脱がせ、水をかけて身体を冷却



3

暑さ指数の活用

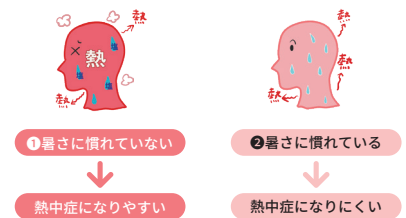
- 暑さ指数:総合的に蒸し暑さを表すもの**
- 暑さ指数を活用するための4つのステップ
 - 暑さ指数の測定
 - 着用している作業着などを考慮して測定値を補正
 - 危険度を確認して対策
 - 作業者への周知

| | | |
|-------|----|-------------------------------|
| 31~33 | ☹️ | 危険 Danger |
| 28~31 | 😞 | 嚴重警戒 Severe Warning |
| 25~28 | 😐 | 警戒 Warning |
| 21~25 | 😓 | 注意 Caution |

4

暑熱順化

- 暑熱順化:夏の暑さに身体を慣らすこと**
- 入職したての人、長期休暇あけの人は、要注意
 - 暑さに体が慣れても**数日間職場を離れると効果は消滅**
 - 運動や入浴などで汗をかいて暑熱順化することもできる



5

水分塩分同時補給

- 水分と塩分は同時に補給**
- のどが渴いたと思ったときには、すでに脱水状態が始まっていることがある
- のどが渴く前に、仕事の合間に、こまめに水分を補給することが大切**

脱水症セルフチェック

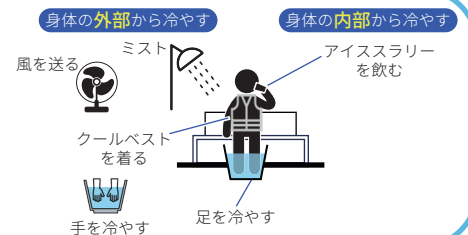
もどに戻るのに2秒以上かかれば「脱水」の疑いあり

つままれた爪の色が白からピンクに戻るのに3秒以上かかれば脱水症を起こしている可能性あり

6

プレクーリング

- あらかじめ体温を下げておき、作業中に体温が上がるのを緩やかにする**
- プレクーリングの方法は以下の2つ
 - 身体の外から冷やす方法
 - 内部から冷やす方法



7

健康管理

- 管理者:** 現場パトロールを行い、作業員に声をかけ、健康状態を確認
- 作業者:** 単独作業を避け、声をかけ合う
こまめに水分・塩分を補給



参考リンク先

学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう!
職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



(R6.4)

熱中症を防ごう!

暑さに慣れる ▶ 早く汗が出る ▶ 体温上昇STOP

予防には『暑熱順化』スイッチ ON

Q 身体が暑さに慣れていないと
気温が高くない時期でも熱中症になるってホント?

知りたい方は、下記ガイド p42 参照

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える **熱中症ガイド**



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

職場における熱中症予防



働く人の 今すぐ使える 熱中症ガイド



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

目次

| | |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| 01 熱中症から命を守る P4 | 05 熱中症の基礎知識 P56 |
| 1. 職場で熱中症になった人 | 1. 熱中症の原因と発生しやすい職場の条件 |
| 2. いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え | 2. 暑さ指数 (WBGT) |
| 3. 熱中症の症状と重症度分類 | 3. 高齢者や持病がある作業員への配慮 |
| 4. 現場で作業員が倒れたときの「命を救う行動」と「あやまった行動」 | 4. STOP! 熱中症クールワークキャンペーン |
| 5. 熱中症「応急手当」カード (携帯用) | 5. 多言語リーフレット |
| 02 危ない状況と対策 P12 | 6. もっと詳しく知りたい方へ |
| 1. 建設現場 (屋外) 編 | 06 事業主、安全・衛生管理担当者の方へ P63 |
| 2. 製造現場 (屋内) 編 | 1. 関係法令・関係指針・要綱 |
| 3. その他現場 編 | 2. 補助金・助成金 |
| 03 予防法 P30 | 3. 講習用スライド/スライドショー動画 |
| 1. 3つの注意点 (前日/仕事前/仕事中) | 07 まとめ P87 |
| 2. 暑熱順化 (暑さに慣れる) | 1. 熱中症の見分け方と応急手当 |
| 3. 休憩時間について | 2. 予防には『暑熱順化』 |
| 4. 予防対策グッズの使用 | 3. 水分補給と休憩 |
| 04 取組例 P47 | 4. 注意点 |

熱中症を防ぐ3つの注意点

①前日のチェック

- 仕事前日の飲酒は控えめに
- ぐっすり眠る
- 熱中症警戒アラートの確認

②仕事前のチェック

- よく眠れたか
- 食事をしたか
- 体調は良いか
- 二日酔いしていないか
- 熱中症警戒アラートの確認

③仕事中のチェック

- 単独作業を避け、声をかけ合う
- 監督者は現場パトロール
- 水分・塩分の補給
- こまめに休憩



熱中症の見分け方と『命を救う』応急手当

いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

すぐに**119**番



作業着を脱がせ
水をかけ全身を

急速冷却

